# 主 文

## 本件上告を棄却する。

### 理 由

弁護人塚本助次郎の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録 を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四○八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

# 昭和二六年六月一五日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	_
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎